

2024年4月1日

贈収賄防止ポリシー

この贈収賄防止ポリシーは、公正かつ自由な競争を妨げる贈収賄を防止するヤマトグループの方針を表明し、確認するものです。ヤマトグループは、このポリシーを遵守することはヤマトグループ各社及びその役員・従業員の全員の義務であり、その違反はヤマトグループ各社における懲戒処分の対象となることを理解し、次のとおりここに宣言します。

1. ヤマトグループは、日本の刑法、不正競争防止法、政治資金規正法、国家公務員倫理法及び国家公務員倫理規程のほか、米国海外腐敗行為防止法、英国贈賄防止法、その他各国の贈収賄防止関連法令（「贈収賄防止関連法令」といいます。）の規定を遵守します。
2. ヤマトグループは、公務員か民間人か等相手方の属性を問わず、贈収賄防止関連法令に違反する場合、不正な目的をもって行われる場合、社会通念上妥当な範囲を超える場合、又はこれらの疑いがある場合は、金銭その他の利益の供与・受領、及びその申出・約束をしません。
3. ヤマトグループは、第三者を通じた贈収賄を行いません。また、第三者への利益の供与や第三者からの利益の受領が贈収賄に利用される、又はその疑いがある場合、当該供与・受領をしません。
4. ヤマトグループは、接待・贈答・謝礼等の提供、又は受領が許される場合であっても、予め定めた社内手続を経た上で、業務上必要な場合についてのみこれを行います。
5. ヤマトグループは、グループの事業及び業務に関わるサプライヤー、請負業者、販売業者、エージェント、コンサルタント等の第三者に対しても、贈収賄防止関連法令を遵守することを求めます。

付則 このポリシーは2024年4月1日から施行します。